

提 言 書

令和8年4月

長 崎 県 市 長 会

長崎県内13市の市政推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

長崎県市長会は、令和8年4月に開催しました第138回市長会議において、本提言を決定いたしました。

地方では人口減少並びに少子高齢化が進むことで、社会保障関係費の増大や地域経済の縮小といった構造的な問題が顕在化しています。近年の物価高も相まって、限られた財源のなか、地方の基礎自治体に求められる行政需要は、一層、高度化、複雑化しています。

このような情勢下において、切れ目のない子育て支援の充実や地域住民にとって必要不可欠な生活基盤の一つである公共交通の維持、さらには防災・防犯や景観の面からも重要な老朽空き家対策など各種施策を推進していくためには、国による支援が必要不可欠であり、これまで以上に国と地方が手を携え、国における取組みと地域の実情に即した施策を総合的かつ積極的に推し進めていくことが何より肝要となってまいります。

つきましては、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

長崎県市長会
会長 鈴木 史朗

長 崎 県 市 長 会

長 崎 市 長	鈴 木 史 朗
佐 世 保 市 長	宮 島 大 典
島 原 市 長	古 川 隆 三 郎
諫 早 市 長	大 久 保 潔 重
大 村 市 長	園 田 裕 史
平 戸 市 長	松 尾 有 嗣
松 浦 市 長	友 田 吉 泰
対 馬 市 長	比 田 勝 尚 喜
壱 岐 市 長	篠 原 一 生
五 島 市 長	出 口 太
西 海 市 長	瀬 川 光 之
雲 仙 市 長	金 澤 秀 三 郎
南 島 原 市 長	松 本 政 博

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	内閣官房長官	デジタル大臣	担当大臣	担当大臣	
重点 提言	1	一般財源の総額確保等について	○	○			○					○		○				
	2	地方公共交通維持対策について	○	○			○					○		○				
	3	保育料の完全無償化について	○	○			○		○					○				
	4	学校給食費の無償化について	○	○			○		○					○				
1	都市財政の拡充強化に関する提言	○	○			○	○	○				○		○		○	消	
	1	都市財政の充実強化について	○	○			○					○		○			○	
	2	地方消費者行政の拡充への支援等について	○	○			○					○		○				
	3	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	○	○			○					○		○				
	4	公共下水道への財政措置の拡大について	○	○			○				○			○				
	5	廃棄物処理対策の強化について	○	○			○							○				
	6	治水事業に対する財政措置等について	○	○			○							○				
	7	地方公共交通維持対策について	○	○			○							○				
	8	水道事業に対する財政措置の強化について	○	○			○							○				
	9	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	○	○			○							○				
	10	離島航空事業に対する財政支援の拡充等について	○	○			○							○				
	11	離島航空路線の維持について	○	○			○							○				
	12	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	○	○			○							○				
	13	半島航路の維持・確保について	○	○			○							○				
	14	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	○	○			○							○				
	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	○	○			○							○				
	16	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について	○	○			○							○				
	17	ふるさと納税に係る返礼品について	○	○			○							○				
	18	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	○	○			○							○				
	19	犯罪被害者等支援の充実について	○	○			○							○				
	20	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	○	○			○							○				
	21	各種統計調査の調査方法について	○	○			○							○				
2	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言		○	○			○							○				
	1	医療保険制度改革について	○	○			○							○				
	2	国民健康保険制度に係る財政措置等について	○	○			○							○				
	3	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	○	○			○							○				
3	地域医療保健の充実強化に関する提言		○	○			○							○				
	1	地域医療提供体制の確保について	○	○			○							○				
	2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	○	○			○							○				
	3	HPVワクチン男性定期接種の実現について	○	○			○							○				
4	子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言		○	○			○							○				
	1	子ども・子育て施策の充実強化について	○	○			○							○				
	2	福祉施策等の充実強化について	○	○			○							○				
	3	障害者福祉施策の充実強化について	○	○			○							○				

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項	提出先											担当大臣	担当大臣特命		
	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣			内閣官房長官	デジタル大臣
5 介護保険制度等に関する提言 1 第1号被保険者の保険料について 2 地域の実情を反映した訪問介護の報酬改定について 3 介護従事者の人材確保について	○	○			○	○	○				○				
6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言 1 地域未来交付金(地域防災緊急整備型)の制度改正について 2 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測・研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について	○	○			○	○					○				防
7 九州新幹線等の整備促進に関する提言 1 九州新幹線西九州ルートを着実な整備について 2 県下幹線鉄道の整備改善について 3 地域鉄道に対する支援策の充実について	○	○			○	○					○				防
8 高速道路網等の整備促進に関する提言 1 道路整備等の安定財源確保について 2 道路網の整備について 3 道路事業における補助制度の拡充について 4 社会资本整備総合交付金事業(舗装補修)の補助対象案件の緩和について 5 インフラ長寿化実現に向けた財政支援等について 6 地方における無電柱化事業の促進について 7 港湾の整備促進について	○	○			○	○					○				
9 農林水産業の振興に関する提言 1 農業の振興対策について 2 水産業の振興対策について 3 物価高騰対策の強化について	○	○			○	○					○				
10 地域経済の活性化に関する提言 1 地域経済牽引事業への支援措置について 2 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	○	○			○	○					○				
11 学校教育の充実に関する提言 1 教育施策に係る人的措置の補助充実について 2 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について 3 特別支援学級編制基準の弾力化について 4 学校給食費の無償化について	○	○			○	○					○				
12 デジタル化の推進に関する提言 1 自治体情報システムの標準化・共通化について 2 社会保険・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	○	○			○	○					○				

※こども政策・少子化対策、感：感染症危機管理、消：消費者及び食品安全、防：防災

目次

重点提言

- 1 一般財源の総額確保等について ----- P 3
- 2 地方公共交通維持対策について ----- P 5
- 3 保育料の完全無償化について ----- P 8
- 4 学校給食費の無償化について ----- P 11

提言

- 第1 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 17
 - 1 都市財政の充実強化について ----- P 17
 - 2 地方消費者行政の拡充への支援等について ----- P 19
 - 3 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----- P 20
 - 4 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 20
 - 5 廃棄物処理対策の強化について ----- P 21
 - 6 治水事業に対する財政措置等について ----- P 22
 - 7 地方公共交通維持対策について ----- P 23
 - 8 水道事業に対する財政措置の強化について ----- P 24
 - 9 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----- P 25
 - 10 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 25
 - 11 離島航空路線の維持について ----- P 27
 - 12 離島地域における燃油コスト等の格差是正について ----- P 27
 - 13 半島航路の維持・確保について ----- P 27
 - 14 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 28
 - 15 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 28
 - 16 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について ----- P 28
 - 17 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 29
 - 18 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 29
 - 19 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 29
 - 20 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 29
 - 21 各種統計調査の調査方法について ----- P 30
- 関連資料 ----- P 31
- 第2 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 ----- P 45
 - 1 医療保険制度改革について ----- P 45
 - 2 国民健康保険制度に係る財政措置等について ----- P 46
 - 3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----- P 46
- 第3 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 47
 - 1 地域医療提供体制の確保について ----- P 47
 - 2 がんと共生を促す社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 49
 - 3 HPVワクチン男性定期接種化の実現について ----- P 49
- 関連資料 ----- P 50
- 第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 51
 - 1 子ども・子育て施策の充実強化について ----- P 51
 - 2 福祉施策等の充実強化について ----- P 52
 - 3 障害者福祉施策の充実強化について ----- P 53
- 関連資料 ----- P 54

第5	介護保険制度等に関する提言	P 56
1	第1号被保険者の保険料について	P 56
2	地域の実情を反映した訪問介護の報酬改定について	P 56
3	介護従事者の人材確保について	P 56
	関連資料	P 57
第6	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 58
1	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の制度改正について	P 58
2	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について	P 58
第7	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 59
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 59
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 59
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	P 60
	関連資料	P 61
第8	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 62
1	道路整備等の安定的財源確保について	P 62
2	道路網の整備について	P 62
3	道路事業における補助制度の拡充について	P 64
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の 補助対象条件の緩和について	P 64
5	インフラ長寿命化実現に向けた財政支援等について	P 64
6	地方における無電柱化事業の促進について	P 65
7	港湾の整備促進について	P 65
	関連資料	P 67
第9	農林水産業の振興に関する提言	P 75
1	農業の振興対策について	P 75
2	水産業の振興対策について	P 76
3	物価高騰対策の強化について	P 77
	関連資料	P 78
第10	地域経済の活性化に関する提言	P 79
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 79
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	P 79
	関連資料	P 80
第11	学校教育の充実に関する提言	P 81
1	教育施策に係る人的措置の補助充実について	P 81
2	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 81
3	特別支援学級編制基準の弾力化について	P 82
4	学校給食費の無償化について	P 82
第12	デジタル化の推進に関する提言	P 83
1	自治体情報システムの標準化・共通化について	P 83
2	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	P 83

重点提言

〔重点〕

1. 一般財源の総額確保等について

【提案・要望】

地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特異性を十分考慮したものとすること。

また、令和8年度の算定から令和7年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

【現状・問題点】

長崎県は、離島や半島が多いといった地理的ハンデもあり、若者の都会への流出が顕著であることから、少子高齢化が全国平均以上のペースで進行している。そのため、人口減少も全国平均以上のペースで進んでおり、長崎県における過疎地域に指定されている自治体の割合は、全国的にも高くなっている。

人口減少による影響は、税収の減少や雇用機会の減少による経済規模の縮小につながり、公共サービスはもとより地域公共交通、福祉関係サービス、生活関連サービスの低下に直結することなどから、行政、経済、社会の各方面で連鎖的に現れ、住民生活に大きな影響を及ぼしている。

人口減少は、必ずしも行政経費の減少にはつながらず、逆に人口減少により生じる地域課題の解決のために新たな行政需要が発生すること、更には子ども・子育て関連経費や障害者総合支援法関連経費をはじめとする社会保障費が毎年増大しており、その市町村負担も増加していることから各自治体においては「財政の硬直化」が進み一般財源の確保に苦慮している。

一方、自治体における一般財源の多くの割合を占める普通交付税の算定において人口が財政需要を見積もる際に、重要な指標となっており、人口減少による地方交付税の減少は人口減少が進む長崎県の自治体において大変危惧する問題である。

地方交付税の算定においては、人口減少による影響を一定程度緩和するための措置として、人口急減補正が設けられているが、地方交付税が自治体における行政サービスを平等に提供できるよう財源の不均衡を調整する目的で配分されることを鑑み、人口減少が一般財源の確保に大きな影響を与えないよう、地方交付税のさらなる充実を求めるものである。

○長崎県内全市の地方交付税に係る調査結果

	令和2年度 国勢調査 人口 (A)	令和7年10月 1日推計人口 (B)	人口増減数 (B-A)	人口減少率	令和7年度 地方交付税額 (追加交付除く)	令和8年度 地方交付税 交付決定見込額	地方交付税 対前年度 比率
長崎市	409,118	383,418	▲ 25,700	▲ 6.3%	37,267,587	36,545,607	98.1%
佐世保市	243,223	226,803	▲ 16,420	▲ 6.8%	24,725,803	24,300,000	98.3%
島原市	43,338	40,246	▲ 3,092	▲ 7.1%	6,565,395	6,400,000	97.5%
諫早市	133,852	130,355	▲ 3,497	▲ 2.6%	10,106,610	11,411,000	112.9%
大村市	95,397	97,678	2,281	2.4	7,232,227	7,400,000	102.3%
平戸市	29,365	26,296	▲ 3,069	▲ 10.5%	8,937,706	8,700,000	97.3%
松浦市	21,271	19,120	▲ 2,151	▲ 10.1%	4,329,279	4,200,000	97.0%
対馬市	28,502	25,333	▲ 3,169	▲ 11.1%	12,690,384	12,465,475	98.2%
壱岐市	24,948	22,195	▲ 2,753	▲ 11.0%	9,058,174	9,000,000	99.4%
五島市	34,391	31,292	▲ 3,099	▲ 9.0%	11,727,267	11,635,000	99.2%
西海市	26,275	23,640	▲ 2,635	▲ 10.0%	8,065,960	7,000,000	86.8%
雲仙市	41,096	38,497	▲ 2,599	▲ 6.3%	11,078,486	10,896,808	98.4%
南島原市	42,330	37,651	▲ 4,679	▲ 11.1%	12,202,016	12,100,000	99.2%

単位：人

単位：千円

〔重点〕

2. 地方公共交通維持対策について

【提案・要望】

平成12年の道路運送法改正により需給調整規制が撤廃され、路線バス事業は自由参入・自由退出が可能となった。その結果、多くの路線が採算性を理由に減便・廃止され、その代替手段として導入されているデマンド交通は、ほとんどの場合、自治体負担で運行され、次第に公共交通維持の責任が国から地方に移っている実態がある。

地域公共交通の維持確保に係る運行補助や赤字補填は、国において、交通政策基本法等に基づく各種補助制度を設けているが、そのほとんどは自治体の一般財源から拠出され、財政負担の重さが継続的な支援の妨げとなれば、地域住民の「移動」という生存に不可欠な権利の保障が、財政力によって左右される恐れが生じかねない。

地域公共交通の維持確保を一過性の事業ではなく、教育や警察、消防と同様に、国と地方が共同で責任を負うべき「基幹的な事務」として再定義するため、地方財政法第10条の項目に「地域公共交通の維持確保」を明記すること。

【現状・問題点】

長崎県内では路線バスの廃止や減便を受け、各市が地域の实情に応じて代替手段のデマンド交通を運行しているが、そのほとんどが一般財源で拠出され、年々物価高騰等による運行経費の増大が継続的な運行の大きな課題となっている。

財政負担の重さが継続的な運行の妨げとなれば、地域住民の「移動」という生存に不可欠な権利の保障が、財政力に左右される恐れが生じかねない。

○地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）

生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等として、離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援

	予算額
令和7年度補正予算	352億円
令和8年度予算案	206億円

公共交通の維持に係る県内各市の取組み

(単位:千円)

	令和7年度の公共交通維持に係る取組み	令和7年度予算	令和8年度の公共交通維持に係る取組み	令和8年度予算
長崎市	公共交通空白地域対策費 (乗合タクシーの運行に係る経費の支援)	33,330	公共交通空白地域対策費 (乗合タクシーの運行に係る経費の支援)	29,390
	コミュニティバス運行費 (コミュニティバス等の運行に係る経費の支援)	148,300	コミュニティバス運行費 (コミュニティバス等の運行に係る経費の支援)	152,360
	離島航路維持対策費 (本土と離島を結ぶ船舶の運航に係る経費の支援)	111,431	離島航路維持対策費 (本土と離島を結ぶ船舶の運航に係る経費の支援)	137,770
佐世保市	交通不便地区対策事業	53,777	交通不便地区対策事業	57,553
	公共交通活性化事業	13,783	公共交通活性化事業	12,591
	地方バス路線維持対策事業	101,888	地方バス路線維持対策事業	113,908
	離島航路対策事業	59,856	離島航路対策事業	64,279
	佐世保線等対策事業	655	佐世保線等対策事業	651
	松浦鉄道対策事業	69,833	松浦鉄道対策事業	77,562
	長崎空港支援事業	205	長崎空港支援事業	200
	佐世保市等地域交通体系整備事業	539	佐世保市等地域交通体系整備事業	713
島原市	鉄道安全輸送設備等整備事業に対する補助	33,268	鉄道安全輸送設備等整備事業に対する補助	46,754
	鉄道運営維持に対する補助	10,000	鉄道運営維持に対する補助	10,000
	不採算のバス路線に対する補助	18,821	不採算のバス路線に対する補助	19,217
	コミュニティバスの運行	76,415	コミュニティバスの運行	96,417
	その他負担金等	584	公共交通事業者への事業継続支援補助	20,650
			貨物運送事業者への事業継続支援補助	9,675
			その他負担金等	524
諫早市	地方バス路線維持対策事業	328,618	地方バス路線維持対策事業	3月補正予算にて 対応予定
	鉄道軌道輸送対策支援事業	58,061	鉄道軌道輸送対策支援事業	78,147
	地域輸送支援事業	6,800	地域輸送支援事業	6,300
	乗合タクシー運行事業	14,310	乗合タクシー運行事業(運行委託料)	14,553
大村市	生活バス路線の補助 乗合タクシーの運行に係る車両借上料の負担等	174,573	生活バス路線の補助 乗合タクシーの運行に係る車両借上料の負担等	190,132
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航路の赤字補填(度島航路、大島航路) ・離島航路の運航委託(高島航路) ・離島住民航路旅客運賃の低廉化補助 ・荒天によるフェリー回航時の臨時バスの運行委託及びバス運賃の補助 ・松浦鉄道の施設整備補助及び燃油高騰に係る補助 ・市ふれあいバスの運行委託及び車両購入 ・民間路線バスの赤字補填 ・まちづくり運営協議会に対するコミュニティバス運行費補助及び車両購入費補助 ・スクールバス一般混乗に係る運行費支援 ・交通施設(ターミナル等)の管理委託及び修繕 ・法定協議会(交通会議)の運営 ・タクシー、バス事業者への運転手確保に対する補助 ・タクシー、バス事業者への燃油価格高騰に対する補助 ・自家用有償旅客運送の運転手確保に対する支援 ・地域苦境交通利便増進実施計画の策定 	330,969	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航路の赤字補填(度島航路、大島航路) ・離島航路の運航委託(高島航路) ・離島住民航路旅客運賃の低廉化補助 ・荒天によるフェリー回航時の臨時バスの運行委託及びバス運賃の補助 ・松浦鉄道の施設整備補助 ・市ふれあいバスの運行委託及び車両購入 ・民間路線バスの赤字補填 ・まちづくり運営協議会に対するコミュニティバス運行費補助及び車両購入費補助 ・スクールバス一般混乗に係る運行費支援 ・交通施設(ターミナル等)の管理委託及び修繕 ・法定協議会(交通会議)の運営 ・タクシー、バス事業者への運転手確保に対する補助 ・自家用有償旅客運送の運転手確保に対する支援 	369,648

(単位:千円)

	令和7年度の公共交通維持に係る取組み	令和7年度予算	令和8年度の公共交通維持に係る取組み	令和8年度予算
松浦市	事業者への欠損補助	198,311	事業者への欠損補助	173,823
対馬市	地方バス路線維持費補助事業	153,400	地方バス路線維持費補助事業	151,904
	市営有償バス運行事業	25,933	市営有償バス運行事業	36,553
	乗合タクシー運行事業	9,554	乗合タクシー運行事業	11,833
	離島航空路線確保対策事業	71,224	離島航空路線確保対策事業	16,113
	ジェットfoil更新支援事業	50,500	ジェットfoil更新支援事業	75,750
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画策定業務 ・壱岐病院連絡バス運行事業 ・乗合タクシー運行業務 ・地方バス路線維持費 ・離島航空路線確保対策事業 ・本土通院等航路運賃支援事業 ・ジェットfoil更新支援事業 ・フェリーみしま運航費 	386,004	<ul style="list-style-type: none"> ・利便増進計画策定業務 ・壱岐病院連絡バス運行事業 ・乗合タクシー運行業務 ・地方バス路線維持費 ・離島航空路線確保対策事業 ・ジェットfoil更新支援事業 ・フェリーみしま運航費 	347,771
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線維持支援(運行支援) ・デマンド型乗合タクシー(チョイソコ)運行 ・新生活交通維持支援(乗合タクシー運行支援) ・旅客航路維持支援(離島航路運行支援) 	257,878	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線維持支援(運行支援) ・デマンド型乗合タクシー(チョイソコ)運行 ・新生活交通維持支援(乗合タクシー運行支援) ・旅客航路維持支援(離島航路運行支援) ・海上タクシー等安全整備費支援 ・公共ライドシェア実証事業 	267,408
西海市	路線バスの維持、運転資金不足分の貸付、市が運営する公共交通の委託運行、市営交通船の運航、交通空白地自家用有償旅客運送費用補助	310,860	路線バスの維持、運転資金不足分の貸付、市が運営する公共交通の委託運行、大型第二種免許取得費用の補助、タクシー事業者・旅客船事業者の修繕料一部補助、市営交通船の運航、交通空白地自家用有償旅客運送費用補助	346,448
雲仙市	鉄道輸送対策補助金	34,908	鉄道輸送対策補助金	49,066
	鉄道運営費補助金	10,000	鉄道運営費補助金	10,000
	地方バス路線対策補助金	39,521	地方バス路線対策補助金	37,453
	チョイソコらんぜん運行	45,082	チョイソコらんぜん運行	44,099
南島原市	地方バス路線維持補助金	45,442	地方バス路線維持補助金	45,442
	チョイソコみなみしまばら	39,095	チョイソコみなみしまばら	38,406
			原城周遊タクシー	2,578

〔重点〕

3. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心してこどもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

【現状】

○国の動き

国のこども未来戦略 加速化プランにおける支援制度（抜粋）

「こども誰でも通園制度」

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもが時間単位等で保育所等を柔軟に利用できるようになる制度が令和7年度は希望自治体のみ、令和8年度から全国で実施されることとなっている。

「育児時短就業給付」

令和7年度から、こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%が支給される。

○各市の現状

令和元年10月から、3～5歳のこども及び市民税非課税世帯の0～2歳のこどもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の3歳未満のこどもの保育料は無償化されておらず、負担が生じている。

【問題点】

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○令和8年度長崎県内全市が保育料の完全無償化の所要額見込み（単位:百万円）

市名	所要額
長崎市	1,220
佐世保市	789
島原市	298
諫早市	675
大村市	547
平戸市	96
松浦市	76

市名	所要額
対馬市	86
壱岐市	55
五島市	107
西海市	104
雲仙市	136
南島原市	112
合計	4,301

全市合計
約43億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【令和8年4月1日時点】

長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降の保育料を無償化 ・市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降の保育料を無償化
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 ・副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】 ・認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】 ・新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・4,900円を上限に副食費の無償化を実施【令和元年10月～】 ※上限額：令和元年10月～5年3月4,500円、令和5年4月～6年3月4,700円、令和6年4月～7年3月4,800円、令和7年4月～4,900円 ・認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】 ・幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】 ・認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和7年4月～】
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】 ・保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・副食費の無償化を実施
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】 ・副食費の一部助成を実施【令和5年4月～】
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり） ・副食費の無償化を実施【令和2年4月～】
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

〔重点〕

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減の観点から、国の責任と財源により、中学校も含めた学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

なお、無償化に当たっては、毎年実態調査を実施のうえ、物価上昇の実情を国の支援額に的確に反映すること。

【現状・問題点】

国の支援の基準額（児童一人当たり月額5,200円）は、多くの自治体の令和8年度学校給食費の実態に追いついておらず、差額について、自治体負担または保護者負担が生じる見込みである。

また、中学校のいわゆる給食無償化については、「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行ったうえで検討」とされており、実施時期が決まっていない。

一部の市区町村においては、既に中学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

自治体独自で、中学校も含めた学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○令和8年度 長崎県内各市における小学校給食費無償化の現状【小学生】

	1食当たりの単価/1月	自己負担の有無	自己負担なしの場合、国による措置の不足分財源	R8 予算額	対象生徒数
長崎市	340.44円/1食 5,800円/1月	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	1,012,214,560円 うち国の支援額 919,318,400円 国による支援の超過分 92,896,160円	16,072人
佐世保市	5,210円/1月	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	637,577,100円	11,127人
島原市	330円/1食 5,760円/1月	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	13,186,000円	2,055人
諫早市	5,522円/1月	無	一般財源	予算額 398,751千円 うち国の補助金（負担軽減分）398,054千円 うち一般財源 697千円	6,959人
大村市	317円/1食	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	①給食費負担軽減交付金： 358,872,800円 ②物価高騰臨時交付金： 22,987,936円	6,274人
平戸市	291円/1食	無	不足なし	国庫補助分（負担軽減分） 59,125千円	1,075人
松浦市	5,100円/1月	無	自主財源を予定	50,217千円 ※国の負担分のみ	900人
対馬市	6,700円/1月	有	※保護者負担有 （1,500円程度）	62,004,800円 （国の補助見込額）	1,084人
壱岐市	343円/1食	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	72,138,000円	1,093人
五島市	332.98円/1食 1月5,938円	有		負担軽減額 71,843,200円	1,256人
西海市	5,270円/1月	無	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 一般財源	負担軽減：61,490千円 一般財源：9,248千円	1,074人
雲仙市	300円/1食	有の場合がある※	有	111,458千円 ※内訳 ・県補助：給食費負担軽減 交付金109,652千円 ・一般財源：1,806千円	1,924人
南島原市	300円/1食 /5,300円	無	交付金（物価高騰対策）	94,780,400円（負担軽減分） 1,640,000円（物価高騰対策） 183,000円（一般財源）	1,657人

※市外に住所があり、市内の小学校に通学している場合、国からの補助限度額までは補助するが、市の給食費が上回った場合、保護者の負担が生じる

○令和8年度 長崎県内各市における中学校給食費の現状【中学生】

	給食無償化の取り組み	R8 予算額	対象生徒数
長崎市	無（国の臨時交付金を活用し、食材価格高騰分を公費負担）	613,805,500円 うち食材価格高騰分 210,705,300円 うち生活保護分 12,367,000円	8,239人 （うち生活保護166人）
佐世保市	無償化	417,146,510円	6,029人
島原市	一部補助のみ	総額20,390,000円 ・物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金18,788,000円 ・一般財源1,602,000円	1,112人
諫早市	無償化	一般財源 225,176千円	3,496人
大村市	無償化	231,229,050円	3,081人
平戸市	無	保護者負担 42,009千円 一般財源 737千円	670人
松浦市	無償化	37,717千円	560人
対馬市	無	32,450,000円 (起債対応予算)	618人
壱岐市	令和8年度は無償化予定 令和9年度以降要検討	49,984,000円	650人
五島市	無	物価高騰対策 21,221,200円	742人
西海市	無	物価高騰対策：4,200千円 一般財源：473千円	591人
雲仙市	無償化※	72,279千円 ※内訳 ・ふるさと応援基金繰入金 25,000千円 ・一般財源47,279千円	1,069人
南島原市	無償化	51,437,000円(物価高騰対策) 5,715,000円（一般財源）	988人

※市内に住所を有する者に対する補助

提 言

第 1 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることを防ぐよう必要な税財源措置を講じること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割が廃止されることについては、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっていること、社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことに加え、環境政策等を踏まえると、極めて遺憾であり、廃止に伴う減収分については、安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間は国の責任において確実に手当すること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に伴う減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮のうえ、国・地方を通じた安定的な財源を確実に確保すること。

ふるさと納税については、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、制度の改善を図ること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい都市自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施

すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による都市自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で、公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、昨年度に引き続き大幅な引き上げとなった各人事委員会勧告を踏まえた給与改定等への対応、金利上昇の影響といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、発注における適切な価格転嫁を行い、安定的な行政サービスを提供していくため、経済・物価動向等を適切に反映し、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保すること。

- ② 都市自治体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。
- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和8年度の算定から令和7年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

国においては、近年頻発する大規模災害に鑑み、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化等の取り組みを継続的・安定的に進めるため、予算編成過程で資材価格などの高騰等の影響を適切に反映しつつ、特に離島・半島が多い長崎県内における交通インフラの重要性を踏まえ、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について

近年、国民生活におけるデジタル活用の普及に伴い、消費者問題は多様化・複雑化し、対応が困難な消費生活相談も増加している。このような状況において、自治体における消費生活相談員の役割はますます重要になっている。

これまで自治体は地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費者への注意喚起や相談体制の整備に努めてきた。しかし、活用期間が限定されている旧推進事業交付金を活用していた消費生活相談員の配置や育成、消費者被害防止対策等の継続が、活用期間終了により困難になるなど、地方の消費者行政の安定的実施の妨げとなっている。令和8年1月に示された「令和8年度地方消費者行政強化交付金」によると、旧推進事業の活用期間終了を迎えた事業については対象とならず、活用ができない。については、財政的基盤の弱い地方公共団体が消費者行政を安定的に推進させるため、令和6年度以前に旧推進事業の活用が終了している事業についても活用できるよう制限を撤廃すること。

また、消費生活相談のデジタル化において、P I O - N E T新システムの持続的・安定的な運用を行うため、保守管理等について必要な予算措置を講ずること。

(資料 1-2 参照)

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増していることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、

財政支援措置と拡充について講じること。

(資料 1-3 参照)

5. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 循環型社会の構築について

- ① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、

全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設すること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進すること。

6. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置を図ること。

(資料 1-4 参照)

7. 地方公共交通維持対策について

(1) 補助要件の緩和及び財政支援の拡充について

「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件緩和並びに実車走行に必要な回送経費についても補助対象とするよう、補助制度の見直しによる財政支援の拡充を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げを図ること。

(2) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、有人国境離島法の趣旨に鑑み、「地域公共交通確保改善事業費補助金」の要件に関わらず、国境離島住民の生活を支えるバス路線の欠損補助制度を創設すること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や「特定技能制度」の活用による運転手確保の取組に対する支援制度の創設など、運転手の確保、育成につながる支援制度の拡充・強化を図ること。

(資料 1-5 参照)

(5) 乗合タクシー等の交通手段の確保に対する支援について

バス路線の撤退後など、地方自治体が地域の実情に応じて独自に運行する乗合タクシーなどの運行に必要な費用に対し、自治体負担の軽減につながるよう、補助制度の見直しや財政支援の強化を図ること。

(6) 地方財政法への公共交通の維持確保の明記について

地域公共交通の維持確保を一過性の事業ではなく、教育や警察、消防と同

様に、国と地方が共同で責任を負うべき「基幹的な事務」として再定義するため、地方財政法第10条の項目に「地域公共交通の維持確保」を明記すること。

8. 水道事業に対する財政措置の強化について

(1) 更新事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。そのような中、全国各地で水道管の老朽化が原因による破損事故が相次いで発生している状況である。

また、東日本大震災、熊本地震や能登半島地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状である。このことから、水道施設の更新事業については、老朽管等の更新事業における交付要件の緩和及び補助率の向上、また耐震化事業においても重要施設配水管など交付金制度において一部拡充はされたものの、浄水施設・送水施設等を含め、耐震化事業に対する更なる交付要件の緩和及び補助率の向上を行うこと。

(資料 1-6 参照)

(2) 水道未普及地域解消事業について

本県の水道普及率は99.1%（令和5年度末時点）と高いものの、全域的に平地が少なく山間部に人家が散在する等、多くの条件不利地を抱えており、そこで暮らす住民は未だ水道を利用できず表流水や地下水等を水源とした不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされている。

このような水道未普及地域は、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源の枯渇、水質悪化や管理住民の高齢化などにより、水道施設の整備が必要となる事態に直面している。

については、厳しい財政状況にある市町の実情を考慮し、水道未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の緩和及び補助率の向上について、特段の配慮がなされることを要請する。

9. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債においては、市町村施工主体分についても対象事業として拡充されてはいるが、期限付きであるため、市町の継続した安定的な財源確保の観点から、新たな制度として確立されるよう格別な配慮がなされることを要請する。

(資料 1-7 参照)

10. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。

また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第22条に規定する一般不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を図ること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度を創設すること。

(4) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安

定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(5) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも

30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰している。この度、ジェットfoilの更新において、国・県・地元自治体の支援スキームが示されたが、厳しい経営環境にある航路事業者にとっては、今回示された補助率（航路事業者負担：1/2）では、今後所有するジェットfoilの更新を行うことは非常に困難な状況にある。

ジェットfoilについては、島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であることをご理解いただき、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、国の補助率の拡大など、更なる支援制度の創設を含め、航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(6) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(7) 救急搬送に利用される離島間及び離島本土間における不定期航路の維持について

離島間及び離島本土間の救急搬送に利用される離島の医療体制確保に不可欠な不定期航路は、民間の海上タクシー事業者によって担われているが、海上運送法の改正により、船舶の安全基準が強化されたことに伴う設備投資や運航経費の増加、燃料費等の高騰により厳しい経営状況が続いており、不定期航路の維持存続が危ぶまれている状況にある。

救急搬送に利用される離島間及び離島本土間における不定期航路を維持存続できるよう、必要となる船舶の改修及び更新に係る経費について財政支援を行うとともに、不定期航路の運航要件等の運用面について柔軟な対応を行うこと。

(資料 1-8 参照)

11. 離島航空路線の維持について

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものであることから、今般の燃油高騰等における物価高や新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-9 参照)

12. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島のガソリン価格については、平成 23 年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 1-10 参照)

13. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充

コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

(6) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-11 参照)

14. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながる事となり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きいことや事業者が物価高騰の対策に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

15. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

16. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債

(長寿命化事業) 等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から令和 3 年度までの時限措置が令和 8 年度までの 5 年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

17. ふるさと納税に係る返礼品について

ふるさと納税の返礼品の取り扱いにおいて、都道府県とその都道府県内の市町村との間で、同一の返礼品を取り扱う事例が確認されている。

同一の返礼品の取り扱いについて、都道府県と市町村間におけるルール作りを行うこと。

18. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。

従来の公設避難所での受け入れに加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

19. 犯罪被害者等支援の充実について

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

20. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について財政支援の拡充等を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年度にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、

脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

(2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

(3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

21. 各種統計調査の調査方法について

各種基幹統計調査において、調査員による調査関係書類の配布・回収を廃止し、調査方法を郵送やオンライン調査のみとし、調査員を介さない調査方法への見直しなど、基幹統計調査の抜本的な見直しを図ること。

資料1-1

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
長崎市	1,988,955	1,993,622	54,158	51,042
佐世保市	1,233,852	1,252,948	40,403	38,321
島原市	199,534	192,711	0	0
諫早市	3,999,583	5,912,729	39,336	39,697
大村市	1,447,165	1,624,245	20,237	19,584
平戸市	213,752	224,327	0	0
松浦市	176,925	179,837	0	0
対馬市	308,153	271,530	0	0
壱岐市	159,176	159,795	2,134	1,818
五島市	355,445	343,492	4,497	4,384
西海市	337,696	491,049	31,018	30,091
雲仙市	241,524	251,296	10,276	9,605
南島原市	173,263	165,231	7,606	6,650
県内13市の合計	10,835,023	13,062,812	209,665	201,192

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調査上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	香城市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口 (R7.4.1)	385,105	227,386	40,424	130,616	97,652	26,561	19,301	25,462	22,281	31,398	23,869	38,739	38,021
世帯数	185,695	102,336	17,080	55,425	42,093	11,603	8,460	12,145	9,258	15,842	10,926	15,494	15,655
(1)令和7年度消費者センター職員数 (人)	28	9	3	6	6	2	2	3	3	5	2	5	8
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	13	9	3	6	6	2	2	2	3	2	2	4	7
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	4	2	2	4	2	2	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人) ※1	5	4	1	2	2	1	1	0	1	2	1	2	1
令和7年度消費者行政に関する予算額(正親職員の 人件費、計量行政費は除く)(千円)	44,604	17,059	10,056	16,212	12,658	8,746	7,481	5,174	1,638	8,812	7,964	11,018	9,103
特定財源：消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	2,002	159	1,550	203	950	385	221	379	904	4,579	428	5,049	636
(対予算の割合)	4.49%	0.93%	15.41%	1.25%	7.51%	4.40%	2.95%	7.33%	55.19%	51.96%	5.37%	45.83%	6.99%
うち消費者行政推進補助金により 相談員の人件費に充当する額(千 円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,006	0	4,100	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	45.46%	0.00%	37.21%	0.00%
一般財源(千円)	42,439	16,900	8,506	15,934	11,708	8,320	7,260	4,795	734	4,233	7,536	5,925	8,428
(対予算の割合)	95.15%	99.07%	84.59%	98.29%	92.49%	95.13%	97.05%	92.67%	44.81%	48.04%	94.63%	53.78%	92.58%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金十一割】	24,238	14,874	8,408	7,292	9,776	7,794	6,655	4,317	0	8,013	7,124	9,316	7,742
(対予算の割合)	54.34%	87.19%	83.61%	44.98%	77.23%	89.12%	88.96%	83.44%	0.00%	90.93%	89.45%	84.55%	85.05%
6年度相談件数(件)	2,944	1,966	171	811	752	279	141	67	127	300	115	308	300
5年度相談件数(件)	2,948	1,795	133	743	792	209	152	42	101	258	85	266	263

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタントを指す。

※2 香城市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料1-3

公共下水道事業概要(Ｒ7.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	杵岐市	五島市	西海市	雲山市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	388,261	231,017	計画廃止	133,034	99,485	27,594	20,249	26,783	23,399	計画廃止	24,715	40,417	40,257
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	367,242	141,970		91,569	90,830	未着手	5,093	未着手	3,179		3,452	13,311	5,251
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	357,456	131,814		79,924	89,128		3,966		2,434		2,494	9,190	3,476
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,912	4,413		3,452	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.6	61.5		68.8	91.3		25.2		13.6		14.0	32.9	13.0
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.8		87.3	98.1		77.9		76.6		72.2	69.0	66.2
(6) 総事業費(千円)(J)	352,673,029	146,192,137		110,207,722	84,307,428		9,144,609		6,808,483		9,013,069	22,240,793	14,047,923
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	116,357,271	55,130,697		36,221,119	30,882,245		3,802,209		2,996,920		4,037,455	9,533,639	6,027,240
イ 企業債(千円)	186,072,653	75,904,640		55,576,166	42,553,604		4,342,100		3,076,700		4,149,583	10,025,900	5,769,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,303,679	4,102,110		5,226,054	2,764,944		131,710		90,673		84,787	169,411	177,773
エ その他(千円)	45,939,426	11,054,690		13,184,383	8,106,635		868,590		644,190		741,244	2,511,843	2,073,510
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	205,355,180	96,102,601		76,814,334	57,570,020		7,340,943		4,206,514		6,623,196	14,031,459	7,177,011
イ ポンプ場費(千円)	20,734,555	5,928,622		4,258,637	4,665,436				228,012			924,147	1,863,585
ウ 処理場費(千円)	111,694,024	41,671,810		22,815,734	21,434,351		1,770,801		2,337,305		2,389,873	6,855,610	3,933,577
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,709,970	290,906							0	
オ その他(千円)	14,889,270	2,489,104		1,609,047	346,715		32,865		36,652			429,577	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	220,250,536	104,543,595		72,401,750	56,584,793		7,221,971		6,735,753		8,148,121	18,016,601	11,884,605
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	62.5	71.5		65.7	67.1		79.0		98.9		90.4	81.0	84.6
(9) 下水管布設延長(km)	1,853	720		546	521		48		43		47	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	10	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m ³ /日)(L)	115,920	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠：令和6年度決算統計(令和7年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
長崎市	3	6	682	1,624
佐世保市	11	15	48,460	55,117
島原市	1	1	69,000	63,000
諫早市	40	25	75,837	37,244
大村市	11	9	73,000	52,000
平戸市	4	3	10,000	10,000
松浦市	6	6	2,143	2,494
対馬市	27	23	7,971	13,035
壱岐市	1	3	3,122	9,893
五島市	5	7	25,540	37,972
西海市	1	3	10,839	33,243
雲仙市	4	4	21,899	18,806
南島原市	24	6	129,772	34,529
計	138	111	478,265	368,957

※各市実績調査結果による。

資料1-5

令和6年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	109,542,538
2	佐世保市	2	23,659,000	0	0	6	27,456,000
3	島原市	0	0	1	911,000	14	13,953,000
4	諫早市	6	51,934,000	0	0	65	259,042,000
5	大村市	1	3,981,000	0	0	13	122,774,000
6	平戸市	3	60,202,000	0	0	3	32,812,000
7	松浦市	2	36,515,000	0	0	10	71,074,000
8	対馬市	3	59,991,820	2	4,612,344	25	97,215,104
9	壱岐市	0	0	1	2,629,000	30	85,742,000
10	五島市	3	23,843,248	0	0	21	75,682,752
11	西海市	1	6,049,124	0	0	9	89,082,876
12	雲仙市	0	0	0	0	22	33,332,000
13	南島原市	0	0	1	4,745,000	20	40,697,000
合計			266,175,192		12,897,344		1,058,405,270

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,798,716
2	佐世保市	2	4,939,207
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	40,726,559
8	対馬市	5	2,535,696
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	5,770,690
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	81,770,868

資料1-6

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,600,880	-	2,600,880	559,318	21.5%
佐世保市	1,537,463	358,001	1,895,464	269,863	14.2%
島原市	347,276	16,004	363,280	192,983	53.1%
諫早市	1,020,867	41,165	1,062,032	313,373	29.5%
大村市	674,710	-	674,710	131,162	19.4%
平戸市	703,626	-	703,626	128,672	18.3%
松浦市	482,022	-	482,022	23,185	4.8%
対馬市	632,800	-	632,800	22,213	3.5%
壱岐市	793,603	-	793,603	5,172	0.7%
五島市	524,917	80,450	605,367	31,792	5.3%
西海市	666,176	31,889	698,065	30,838	4.4%
雲仙市	547,515	-	547,515	80,847	14.8%
南島原市	880,906	-	880,906	114,465	13.0%
合 計	11,412,761	527,509	11,940,270	1,903,883	15.9%

※ 令和5年度（令和6年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計
 ※ 耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については、令和5年度決算による。

資料1-7

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

市別		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和6年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
市	箇所数		箇所数	費用(万円)		箇所数	費用(万円)
1	長崎市	32	県営	25	31	県営	22
			県費補助	7		県費補助	9
2	佐世保市	96	県営	47	98	県営	44
			県費補助	49		県費補助	54
3	諫早市	8	県営	1	8	県営	1
			県費補助	7		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	2	県営	2
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	3	県営	2	3	県営	2
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	1	県営	1	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0	1	県営	0
			県費補助	0		県費補助	1
13	西海市	2	県営	1	1	県営	0
			県費補助	1		県費補助	1
合計		145	県営	80	146	県営	73
			県費補助	65		県費補助	73

2025年11月現在

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ
建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友
建造: 1989年6月
運航: 東海汽船



KJ03 929-117 トップー8
建造: 1989年9月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ04 929-117 ペがさず
建造: 1990年3月
運航: 九州商船



改装中

KJ05 929-117 オーシャンジェット
建造: 1990年4月
運航: 久米島オーシャンジェット



KJ06 929-117 ロケット3
建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 ペがさず2
建造: 1990年10月
運航: 九州商船



KJ09 929-117 ヴィーナS
建造: 1991年3月
運航: 九州郵船



KJ10 929-117 すいせい
建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット
建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船



KJ12 929-117 トップー2
建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トップー3
建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造: 1994年6月
運航: 東海汽船



KJ15 929-117 ロケット
建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結
建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トップー7
建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 ぎんが
建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船



BJ23 929-115 ロケット2
建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ26 929-117 ヴィーナS2
建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2025年11月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

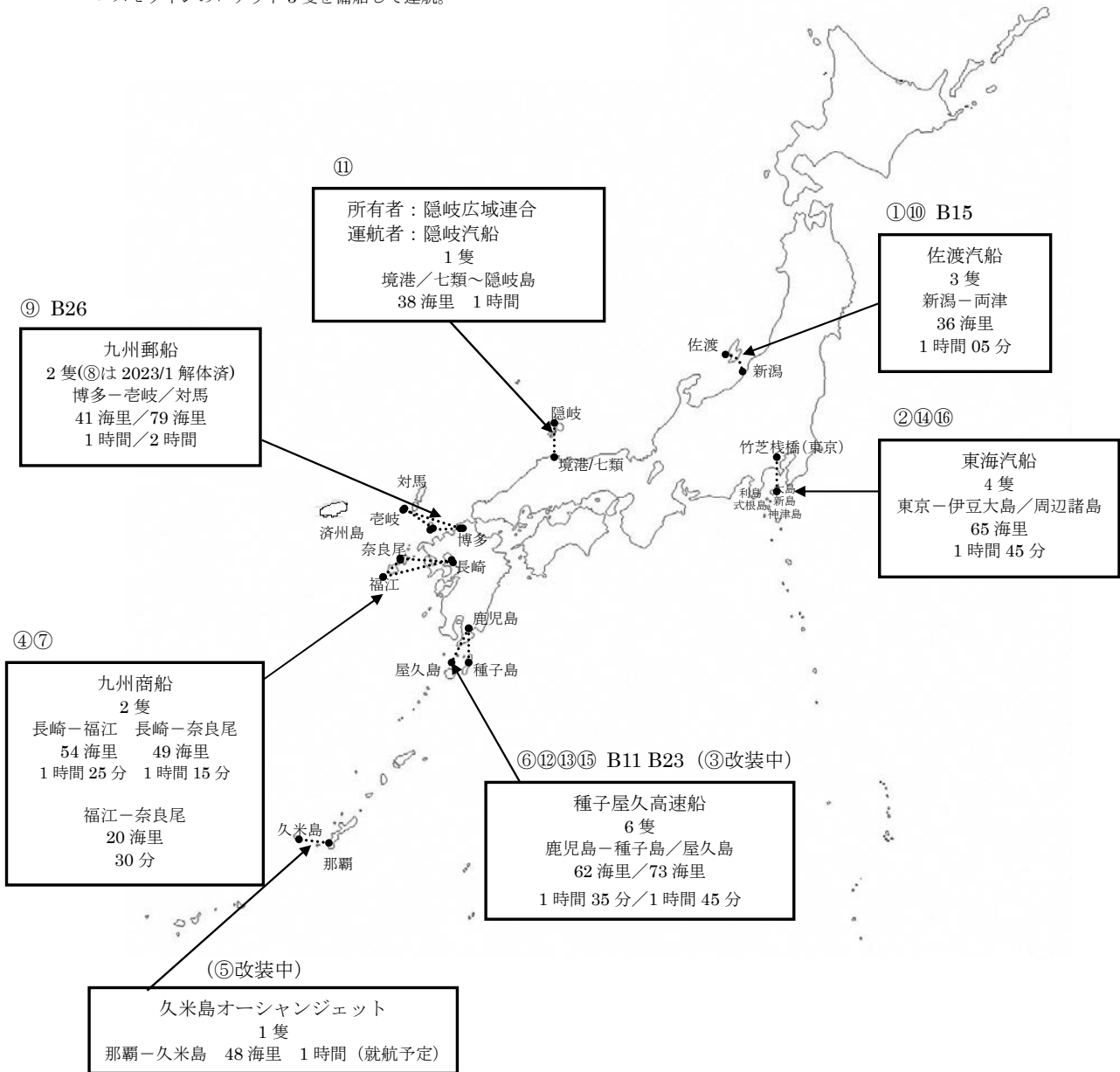
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	種子屋久高速船	トッピー8	2025/07/01
④	九州商船	ペガサス	1990/03/06
⑤	久米島オーシャンジェット	オーシャンジェット	2023/07/28
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ペガサス2	1997/02/01
⑧	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑨	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑩	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑪	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑫	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑬	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑭	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑮	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及びコスモラインのロケット3隻を備船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	彦岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	8	1	11	14	4	3	3	44
R4	9	5	0	1	8	2	2	27
R5	6	3	7	5	2	5	1	29
R6	27	9	15	11	1	4	1	68

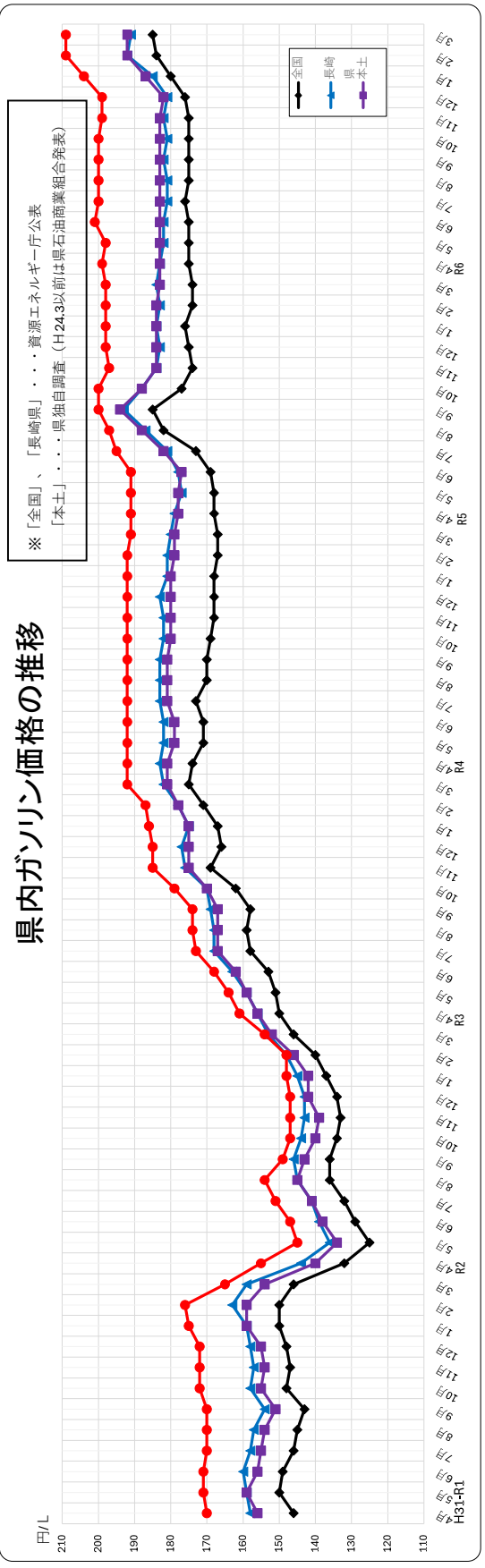
資料1-10

(単位：円/L)

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	158	162	169	166	167	171	175	
長崎県	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	169	170	176	177	175	178	182	
本土	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	170	175	175	175	178	181	
離島	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	179	185	185	186	187	192		
下五島	169	169	169	169	169	170	172	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	168	174	174	179	179	185	190	190	190	190	190	195		
上五島	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	174	175	180	180	186	186	186	191	197	197	197	202			
香岐	165	167	166	166	166	166	165	168	169	170	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	187	190	190	191	191	195		
対馬	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	129	139	147	155	159	163	166	175	175	175	179	186	
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
内税表示																																				

年度	令和4年度												令和5年度												令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国	174	171	171	173	170	170	169	168	168	168	167	167	168	168	169	173	182	185	177	174	175	176	174	174	175	175	175	176	175	175	176	180	184	185			
長崎県	183	182	182	183	183	181	181	180	179	177	178	181	187	193	188	184	183	184	183	184	183	184	183	184	183	182	182	181	181	182	181	182	181	185	192	191	
本土	181	179	179	181	181	180	180	180	179	179	178	177	178	178	177	182	188	194	188	184	184	184	184	183	183	183	183	183	183	183	183	182	187	192	192		
離島	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	191	191	191	191	195	197	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
下五島	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	199	196	196	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
上五島	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202		
香岐	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	189	189	189	191	194	198	206	199	199	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
対馬	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186		
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8		
消費税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
内税表示																																					



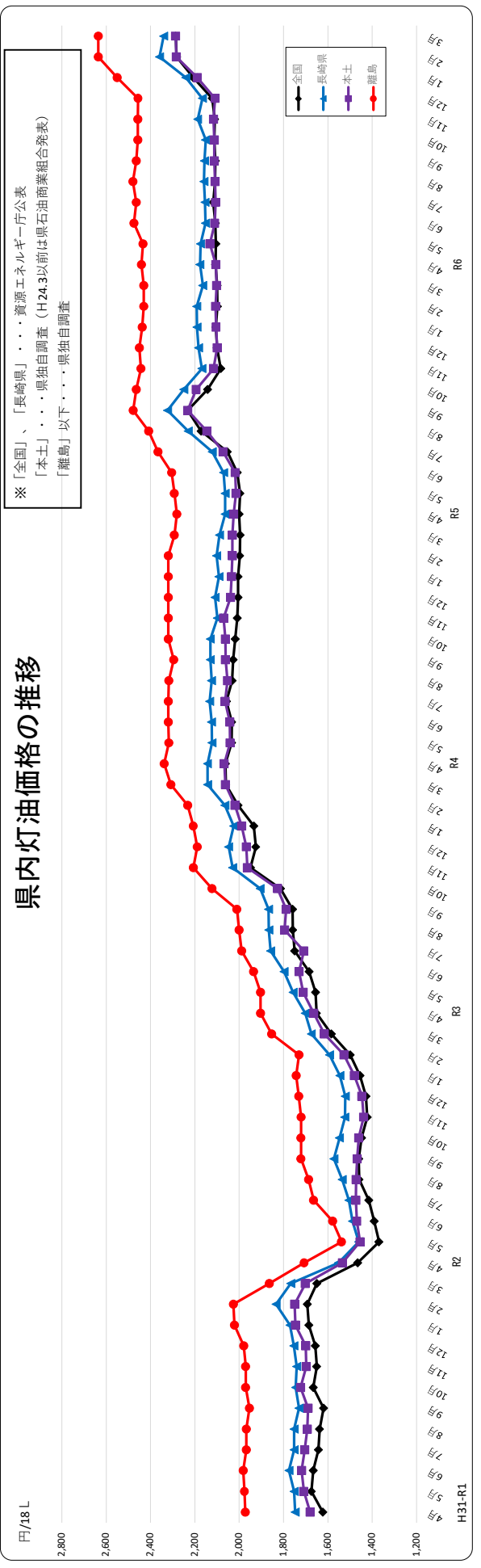
灯油の店頭小売価格の推移

(単位：円/L)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,080
長崎県	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,084	2,142
本土	1,650	1,708	1,718	1,704	1,692	1,669	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062
離島	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308
下五島	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,881	1,881	1,759	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,661	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,894	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221	
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,200	2,200	2,200	2,304
香岐	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529	
対馬	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,883	1,897	2,054	2,054	2,120	2,120	2,220	

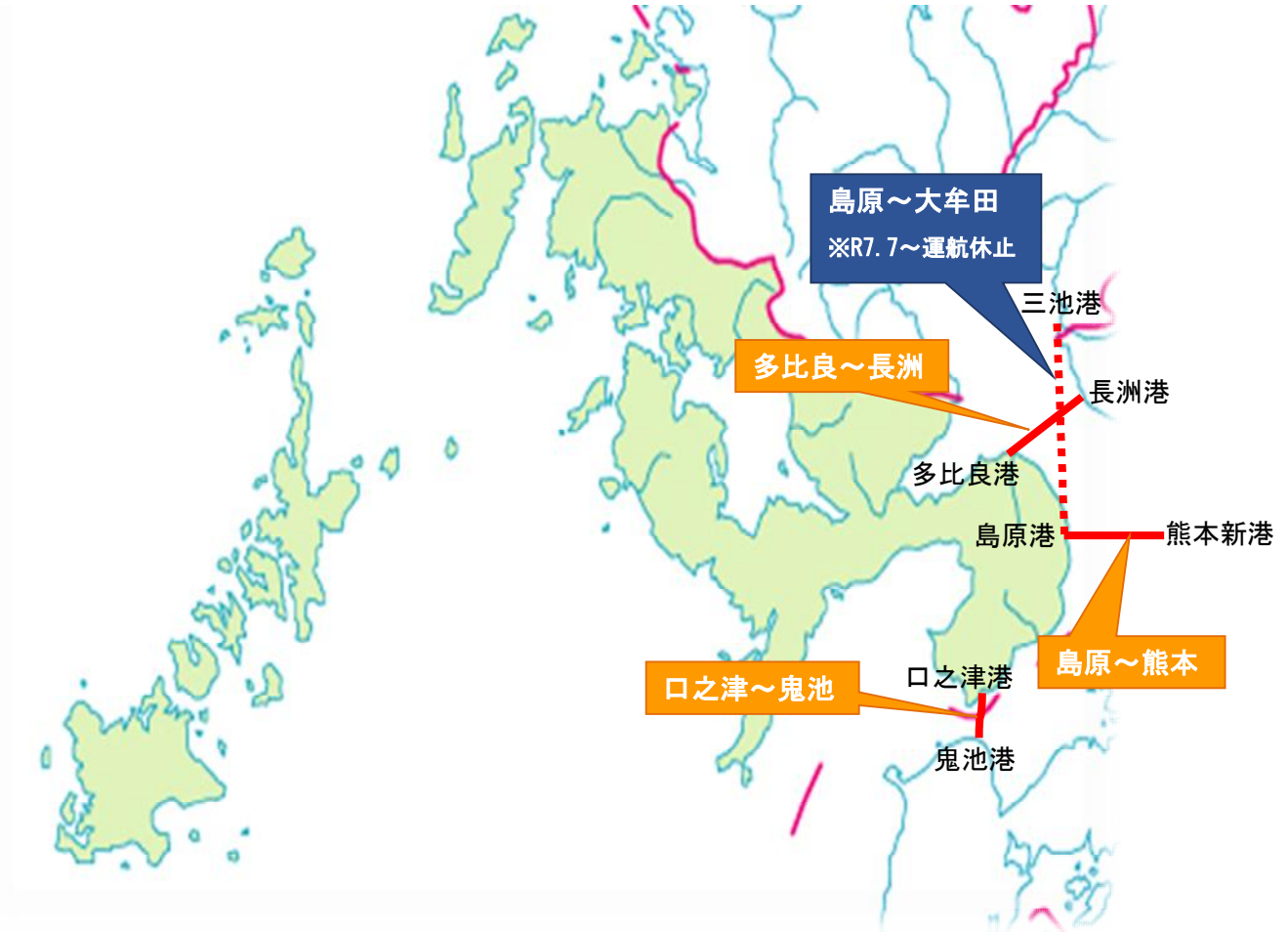
年度	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	2,062	2,034	2,033	2,057	2,032	2,027	2,017	2,008	2,004	2,004	1,997	1,995	2,000	1,996	2,008	2,053	2,171	2,232	2,142	2,083	2,099	2,105	2,098	2,099	2,106	2,105	2,107	2,117	2,109	2,107	2,112	2,110	2,121	2,207	2,282	2,286
長崎県	2,143	2,122	2,124	2,133	2,124	2,124	2,130	2,098	2,108	2,091	2,101	2,088	2,063	2,063	2,070	2,121	2,230	2,233	2,249	2,168	2,183	2,190	2,164	2,164	2,177	2,174	2,152	2,154	2,159	2,156	2,151	2,187	2,165	2,240	2,359	2,340
本土	2,067	2,041	2,042	2,063	2,053	2,061	2,062	2,070	2,038	2,034	2,030	2,030	2,024	2,014	2,018	2,072	2,145	2,232	2,194	2,116	2,099	2,104	2,106	2,102	2,105	2,105	2,132	2,110	2,109	2,112	2,115	2,108	2,189	2,263	2,266	
離島	2,338	2,317	2,319	2,319	2,317	2,295	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	2,292	2,281	2,292	2,304	2,366	2,408	2,478	2,464	2,443	2,430	2,437	2,430	2,430	2,441	2,434	2,475	2,464	2,479	2,464	2,457	2,456	2,550	2,635	2,635	
下五島	2,286	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,221	2,266	2,266	2,362	2,349	2,349	2,419	2,410	2,410	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,426	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,475	2,570	2,570	
上五島	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,500	2,600	2,600	2,600	
香岐	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,421	2,421	2,421	2,421	2,466	2,511	2,583	2,727	2,601	2,628	2,628	2,628	2,673	2,673	2,646	2,646	2,646	2,646	2,619	2,619	2,709	2,772	2,772		
対馬	2,270	2,213	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,300	2,390	2,390	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,420	2,420	2,420	2,420	2,417	2,510	2,600	2,600	2,600	

県内灯油価格の推移



資料1-11

半島航路の維持・確保について



第2 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。

また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 国民健康保険制度に係る財政措置等について

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、被保険者数や所得の減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険税(料)軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 治療用装具療養費委任払いについて

現在、治療用装具についての保険給付は償還払いとなっているが、高額な製作費用が足枷となって治療を断念または中止することの阻止及び被保険者の利便性向上のため、治療用装具療養費委任払いの実施に向け、法制度の見直しも含めた制度設計を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

第3 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心して安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

(4) 感染症対策を含めた健康危機全般に対応できる保健所体制の確保について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、新たな感染症等の流行はもちろん、災害等の分野も含めた健康危機全般によって保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。

あわせて、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員等を含めた体制強化のための財政支援の拡充を図ること。

(5) 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の費用について

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を安定的に実施するため、次の事項について強く要請する。

① 接種費用の財政支援について

令和6年度に定期接種化された新型コロナウイルスワクチンについては、令和7年度から接種費用に対する助成金が廃止されているが、予防接種費用が高額であることから、改めて財政支援措置を講じること。

② 接種費用標準額の見直しについて

令和6年度及び令和7年度の接種費用については標準額が示されており、多くの自治体が標準額で接種を実施しているが、標準額のうち予診費用は臨時接種の際に示された積算の方法と異なっていることから、臨時接種と同じ積算で見直すこと。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。

3. HPVワクチン男性定期接種化の実現について

現在、女性のみを接種対象としているHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種について、男性のHPV感染による疾病を予防し、国民全体の健康増進を図るため、男性への対象拡大を行うこと。

資料3-1

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	473,750	2,251	475.1	2,096	50	589	60	519
佐世保北医療圏	285,538	802	280.9	781	35	259	51	208
県央医療圏	261,366	893	341.7	843	32	242	45	197
県南医療圏	116,303	256	220.1	241	16	102	19	83
五島医療圏	31,229	83	265.8	75	4	36	6	30
上五島医療圏	17,253	35	202.9	33	1	22	1	21
壱岐医療圏	22,146	50	225.8	49	4	16	1	15
対馬医療圏	25,235	63	249.7	61	2	34	1	33
長崎県合計	1,232,820	4,433	359.6	4,179	144	1,290	184	1,106
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省 令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計(R6.12.31現在)より抜粋

厚生労働省 令和6年医療施設(生数・動態)調査(R6.10.1現在)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設すること。

(3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(4) 地域型保育事業における運営費の定員定額制度の導入について

人口減少地域での保育施設の維持、存続を図るため、小規模保育事業等の地域型保育事業においては、安定的、持続的な運営を可能とするため、運営費の給付方式を在籍児童数によらず、定員定額による給付とするよう制度の見直しを行うこと。

(5) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。

- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(6) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、子どもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

(7) 保育対策総合支援事業費補助金について

保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担軽減、保育人材の確保において施設からのニーズがあり、施設においては継続的・計画的に実施すべき事業であるため、年度当初から対応ができるよう、早期の交付決定を行うこと。

また、個別の事業の必要性等を十分に考慮し、所要額を確保すること。

2. 福祉施策等の充実強化について

(1) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(2) 民生委員・児童委員の担い手の確保について

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講ずること。
- ② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる職場の環境づくりに配慮するよう働きかけること。

- ③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の基準を定めること。

また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。

(資料 4-1 参照)

(3) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となったが、このことにより収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営に影響が出始めており、今後さらに影響が拡大することが見込まれる。

また、国が示す三者間包括的契約への見直しは、受注件数減に繋がる懸念され、センター会員の活動に影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

3. 障害者福祉施策の充実強化について

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、県内全市において市負担額が本来の負担率を超える超過負担が生じており、安定した事業実施を担保するため、市町村の所要額を把握し、その総額に応じた国庫補助となるよう見直しや財源確保を行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

(資料 4-2 参照)

資料4-1

民生委員・児童委員推薦状況(R7.12.1現在)

(単位：人)

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	921	91	933	848	85	79	73	6
佐世保市	630	562	68	600	532	68	30	30	0
島原市	110	96	14	98	85	13	12	11	1
諫早市	322	290	32	289	259	30	33	31	2
大村市	191	179	12	161	149	12	30	30	0
平戸市	121	101	20	120	101	19	1	0	1
松浦市	94	82	12	94	82	12	0	0	0
対馬市	137	124	13	126	113	13	11	11	0
壱岐市	95	87	8	95	87	8	0	0	0
五島市	165	145	20	139	123	16	26	22	4
西海市	109	99	10	105	95	10	4	4	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	147	131	16	146	130	16	1	1	0
市 計	3,269	2,939	330	3,042	2,726	316	227	213	14
計(長崎市・佐世保市 除く)	1,627	1,456	171	1,509	1,346	163	118	110	8
県 計	3,269	2,939	330	3,042	2,726	316	227	213	14

資料4-2

令和6年度 地域生活支援事業費(実績)

(単位:円)

市名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国費	負担割合(%)	県費	負担割合(%)	市費	負担割合(%)		市の負担率(事業費の1/4との差額)	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス
長崎市	316,170,438	96,722,000	30.6	48,361,000	15.3	171,087,438	54.1	92,044,828	248,449,318	136,723,726	384,339	8,310,012	103,031,241
佐世保市	130,261,185	32,926,000	25.3	16,615,000	12.8	80,556,656	61.9	47,991,360	84,625,130	6,622,145	2,584,896	8,421,250	66,996,839
島原市	33,933,332	9,656,000	28.5	4,828,000	14.2	19,449,332	57.3	10,965,999	17,897,893	3,242,052	165,707	4,846,860	9,643,274
諫早市	94,050,296	22,799,000	24.2	11,399,000	12.1	59,852,296	63.6	36,339,722	52,202,318	8,631,911	12,297,797	1,037,500	30,235,110
大村市	90,609,399	24,544,000	27.1	12,271,000	13.5	53,794,399	59.4	31,142,049	23,702,815	5,390,654	5,103,932	0	13,208,229
平戸市	41,909,565	12,894,000	30.8	6,447,000	15.4	22,568,565	53.9	12,091,174	25,126,227	17,985,785	0	393,750	6,746,692
松浦市	26,336,165	7,673,000	29.1	3,836,000	14.6	14,827,165	56.3	8,243,124	23,179,140	16,241,336	312,078	1,987,500	4,638,226
対馬市	53,125,480	13,351,000	25.1	6,675,000	12.6	33,099,480	62.3	19,818,110	28,141,234	18,632,070	2,228,410	1,303,750	5,977,004
吉崎市	71,704,883	18,924,000	26.4	9,462,000	13.2	43,318,883	60.4	25,392,662	67,455,893	24,844,450	35,657,157	1,612,500	5,341,786
五島市	14,102,806	3,942,000	28.0	1,971,000	14.0	8,189,806	58.1	4,664,104	12,067,545	702,810	1,006,488		10,358,247
西海市	13,031,872	4,354,000	33.4	2,177,000	16.7	6,500,872	49.9	3,242,904	9,845,092	158,443	1,098,232	637,500	7,950,917
雲仙市	54,757,370	14,910,000	27.2	7,455,000	13.6	32,392,370	59.2	18,703,027	33,135,343	24,600,155	843,848	0	7,691,340
南島原市	37,905,449	9,959,000	26.3	4,979,000	13.1	22,967,449	60.6	13,491,087	14,672,699	95,040	869,520	3,946,380	9,761,759
合計	977,898,240	272,654,000		136,476,000		568,604,711		324,130,150	640,500,647	263,870,577	62,552,404	32,497,002	281,580,664

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

第5 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 地域の実情を反映した訪問介護の報酬改定について

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、地方の訪問介護事業者においては、事業継続が困難となるなど、運営に大きな影響が生じている。

訪問介護は、誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの実現には欠かせないサービスである。

訪問介護事業所の安定した経営及び、在宅介護の基盤を維持存続させるため、介護報酬改定については、基本報酬について引き上げるとともに、過疎地域・離島地域等の加算報酬については、要件の緩和や加算の増額等さらに充実を図ること。

3. 介護従事者の人材確保について

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場では慢性的な介護従事者の人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び介護事業者指定申請手続の簡素化などの支援を確実に実施すること。

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	—	6,126	—	△ 0.8 %

第6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の制度改正について

地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の「避難生活環境改善」においては、10万円以上の資機材が対象となっているが、長期間保管ができる備蓄食料及び生活必需品についても対象になるよう制度を改正すること。

また、備蓄食料及び生活必需品の現物備蓄は、計画的及び継続的に実施する必要があるため、継続的な財政措置を図ること。

2. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について

九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙・普賢岳の観測・研究体制の強化と火山に関する専門人材の継続的な確保に向けた支援措置を講じるとともに、ジオパークを核とした産業振興のため同センターの存続を図ること。

第7 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 西九州地域はもとより九州全域の発展に最も効果的な西九州ルートの「全線フル規格」による整備の早期実現を図るため、国が主体的に調整を行い、関係者間の協議を加速させること。
- (2) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を踏まえ、国の責任において、佐賀県等沿線自治体の財政負担の在り方や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた具体的な方策を早期に示すこと。
- (3) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (4) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野

に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

- (3) 新幹線効果拡大のための佐世保線及び大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な経常損失の蓄積や運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消をはじめ、安定的な鉄道路線の維持・確保に向け、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道路線の維持や運営に要する費用への財政支援
- (5) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

第8 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備等の安定的財源確保について (資料 8-1 参照)

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする道路及び海路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

2. 道路網の整備について (資料 8-2 参照)

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（平戸 I C から佐々 I C）の整備促進

イ 佐世保道路（佐世保中央 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の整備促進

ウ 佐世保大塔 I C 周辺の渋滞対策の早期実施

エ 武雄佐世保道路（武雄南 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の早期着工

オ 武雄佐世保道路の 4 車線化に合わせた休憩施設の設置

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町間の早期事業化

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには

長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパスの4車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの安全対策の促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

④ 一般国道382号の整備促進

- ⑤ 一般国道 384 号の整備促進
- ⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-3 参照）

3. 道路事業における補助制度の拡充について

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ計画的に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成 30 年度より大型車交通量（大型車 250 台／日・1 方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. インフラ長寿命化実現に向けた財政支援等について

日本の道路・橋梁・トンネルなどの社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、今後、数多くの施設の老朽化が進行し、対策に要する費用の更なる増加が懸念される。

橋梁、トンネル等の道路構造物については、道路法に基づき、5年に1回の頻度で定期点検を実施し、その診断結果から長寿命化計画を策定して修繕等の対応を行っているが、「建設事業の実施を伴わない点検業務」は地方債の対象とならないことから、地方自治体においては点検業務の財政負担が大きく、厳しい財政状況下において、十分な維持管理や予防保全等の長寿命化対応が困難な状況にあるため、次の事項の実現に努めること。

(1) 財政支援制度の拡充

建設事業の実施を伴わない法令に基づく定期点検費用に対する地方債等の支援制度拡充

(2) 点検頻度の緩和

施設規模や健全度に応じた点検頻度の緩和

6. 地方における無電柱化事業の促進について

地方における無電柱化事業を促進することは、地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から極めて重要である。

能登半島地震では、電柱の倒壊に伴う道路閉塞や長時間の停電が発生し、早期の復旧・復興に支障を来したことから無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

国においては、令和3年5月（計画期間：～令和7年度）に策定した無電柱化推進計画のなかで、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図ることとされており、長崎県においては、整備延長で約16kmの無電柱化に着手することなどが示されている。

しかしながら、昨今のかかる予算配分状況において、要望額に対し十分な予算措置がされていないことや、地方の国県道においては狭小で歩道がない道路が多く存在しており、地上機器の設置場所などの課題解決に向け、地元同意を得るための技術的支援など各自治体に寄り添った対応が必要不可欠となっている。

このようなことから、地方にとっても重要な事業である無電柱化を着実に推進するため、国・県ともに適時、次期無電柱化推進計画の策定を行い、資材価格の上昇なども勘案した上で計画的かつ安定的に無電柱化に取り組むことができるよう関係予算の満額確保を図ること。

7. 港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

資料8-1

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	68.7%	59.6%	51.6%	53.2%
	改良率	92.2%	63.9%	51.6%	54.9%
全 国	整備率	71.5%	60.8%	60.3%	60.9%
	改良率	93.3%	71.3%	60.3%	63.0%

※道路統計年報より(令和5年3月31日現在)

○道路関係経費の状況

(千円)

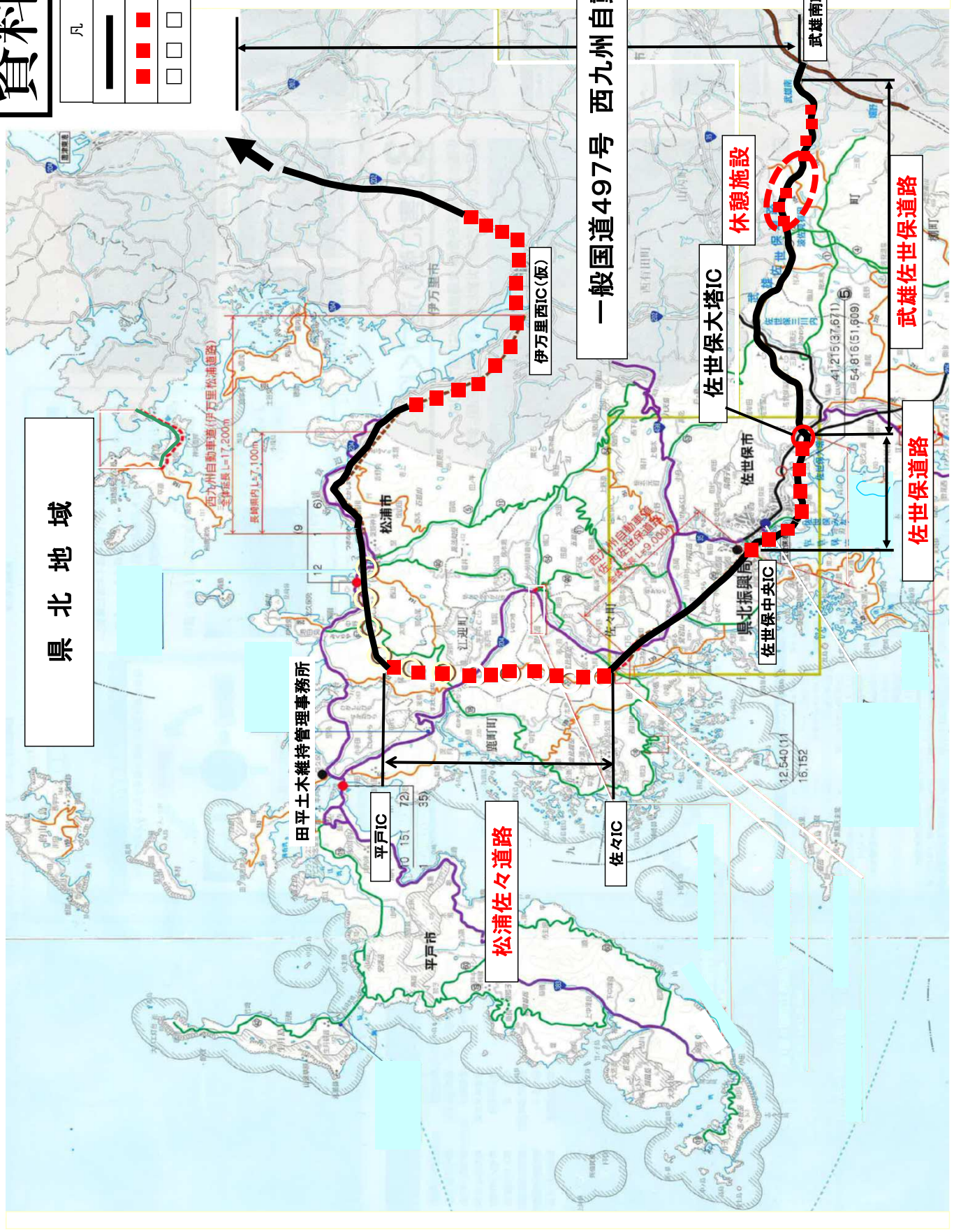
市名	経 費		差 (B)- (A)	(B)/(A)
	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)		
長崎市	16,977,901	16,510,651	△ 467,250	97.2%
佐世保市	7,162,095	6,746,232	△ 415,863	94.2%
島原市	1,114,869	1,525,958	411,089	136.9%
諫早市	3,202,595	3,376,084	173,489	105.4%
大村市	2,824,571	2,713,446	△ 111,125	96.1%
平戸市	1,955,941	2,503,221	547,280	128.0%
松浦市	1,381,979	1,226,465	△ 155,514	88.7%
対馬市	2,924,239	1,409,269	△ 1,514,970	48.2%
壱岐市	2,213,684	1,068,128	△ 1,145,556	48.3%
五島市	1,690,540	1,695,831	5,291	100.3%
西海市	1,187,981	780,582	△ 407,399	65.7%
雲仙市	1,561,193	1,337,912	△ 223,281	85.7%
南島原市	4,574,049	3,470,744	△ 1,103,305	75.9%
合 計	48,771,637	44,364,523	△ 4,407,114	91.0%

※令和4・5年度地方財政状況調査(表70)より

資料8-2

凡 例	
—	供用中
■	整備区間
□	その他区間

県北地域



一般国道497号 西九州自動車道

伊万里西IC(仮)

松浦佐々道路

平戸IC

佐々IC

佐世保大塔IC

休憩施設

佐世保中央IC

武雄南IC

佐世保道路

武雄佐世保道路

田平土木維持管理事務所

平戸市

松浦市

伊万里市

佐世保市

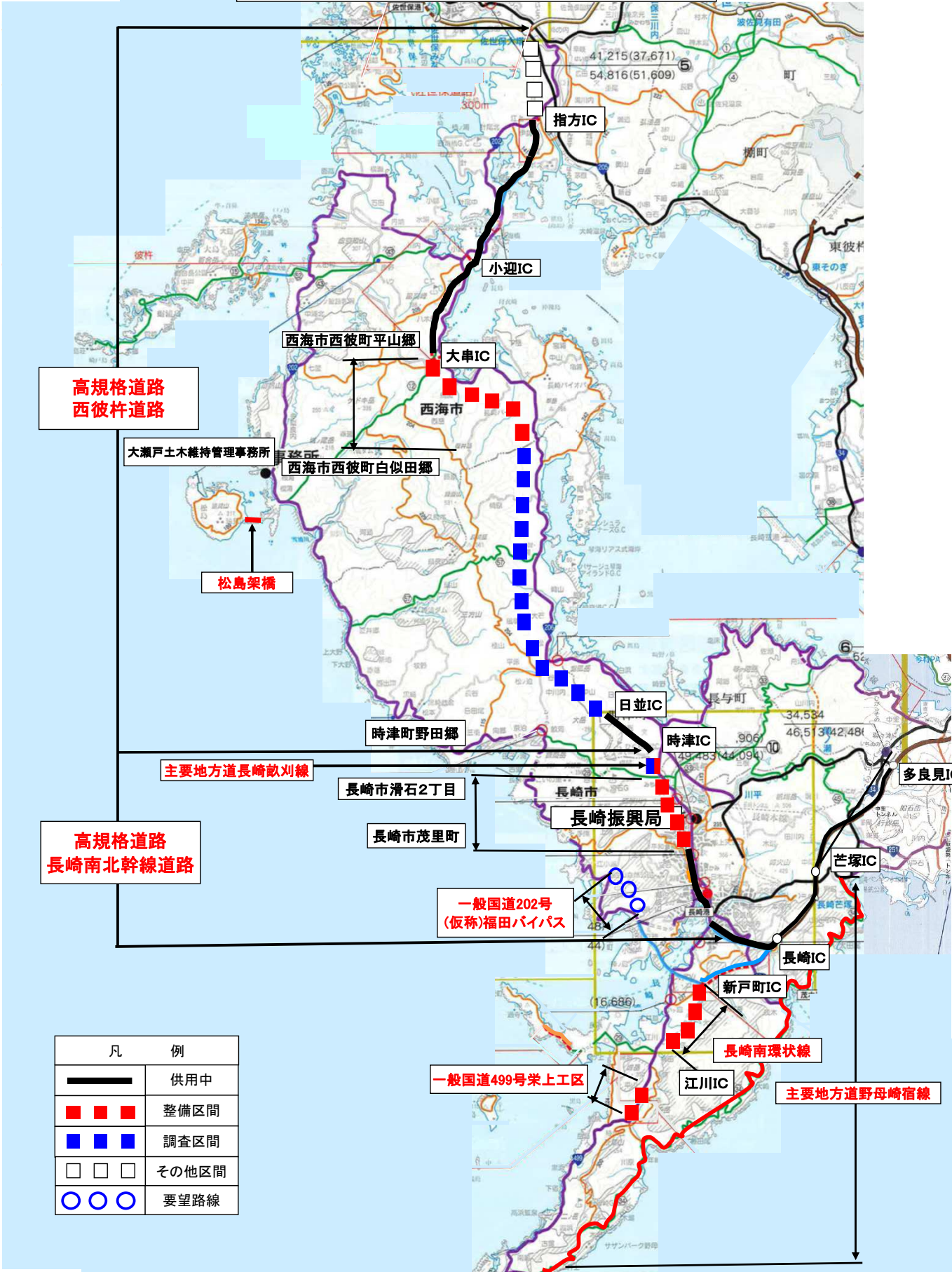
佐世保市

佐世保市

佐世保市

佐世保市

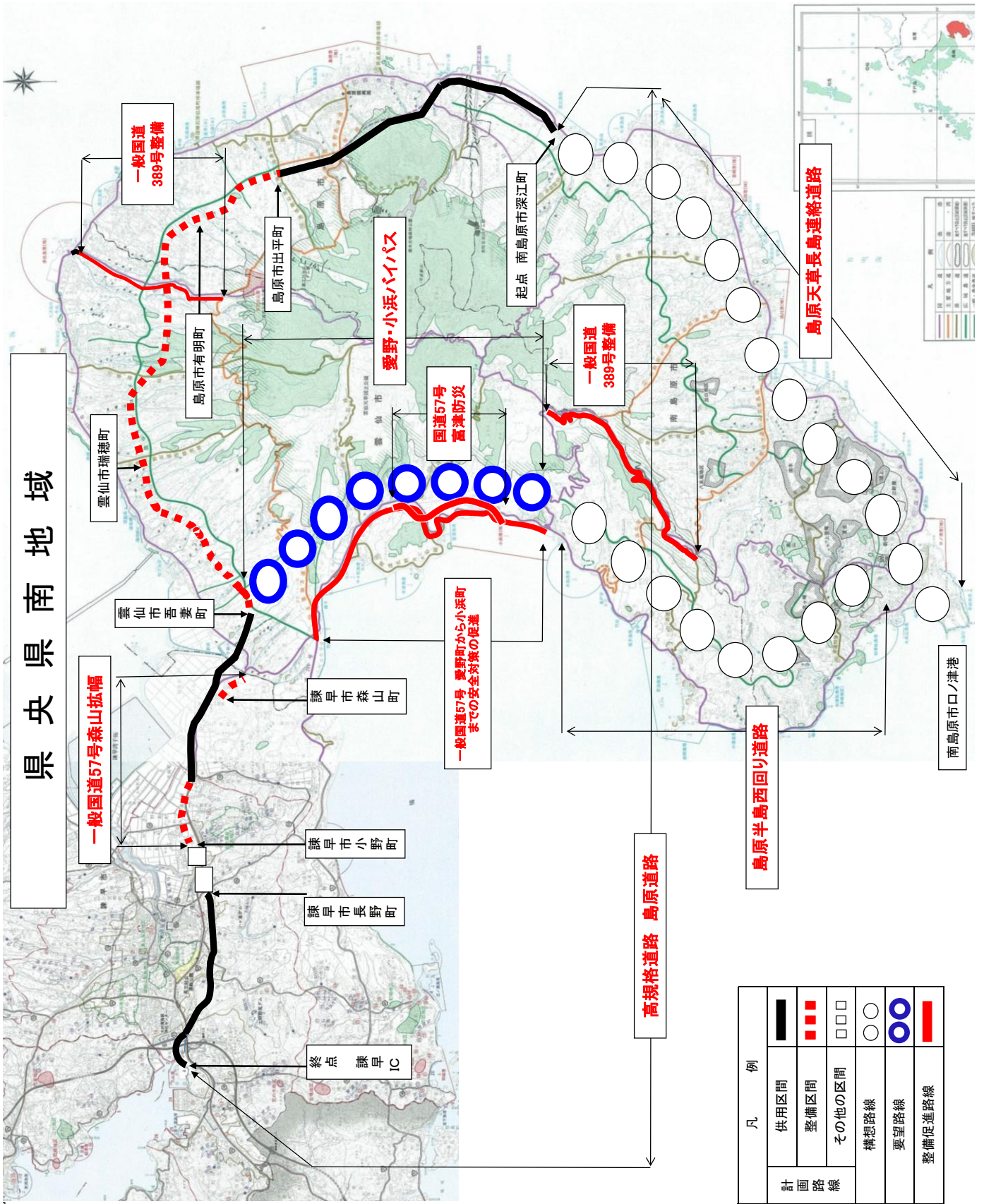
長崎、西彼杵、佐世保地域



高規格道路
西彼杵道路

高規格道路
長崎南北幹線道路

凡 例	
—	供用中
■ ■ ■	整備区間
■ ■ ■	調査区間
□ □ □	その他区間
○ ○ ○	要望路線



県中央 県南地域

一般国道57号森山拡幅

一般国道 389号整備

愛野・小浜バイパス

一般国道57号 愛野町から小浜町 までの安全対策の促進

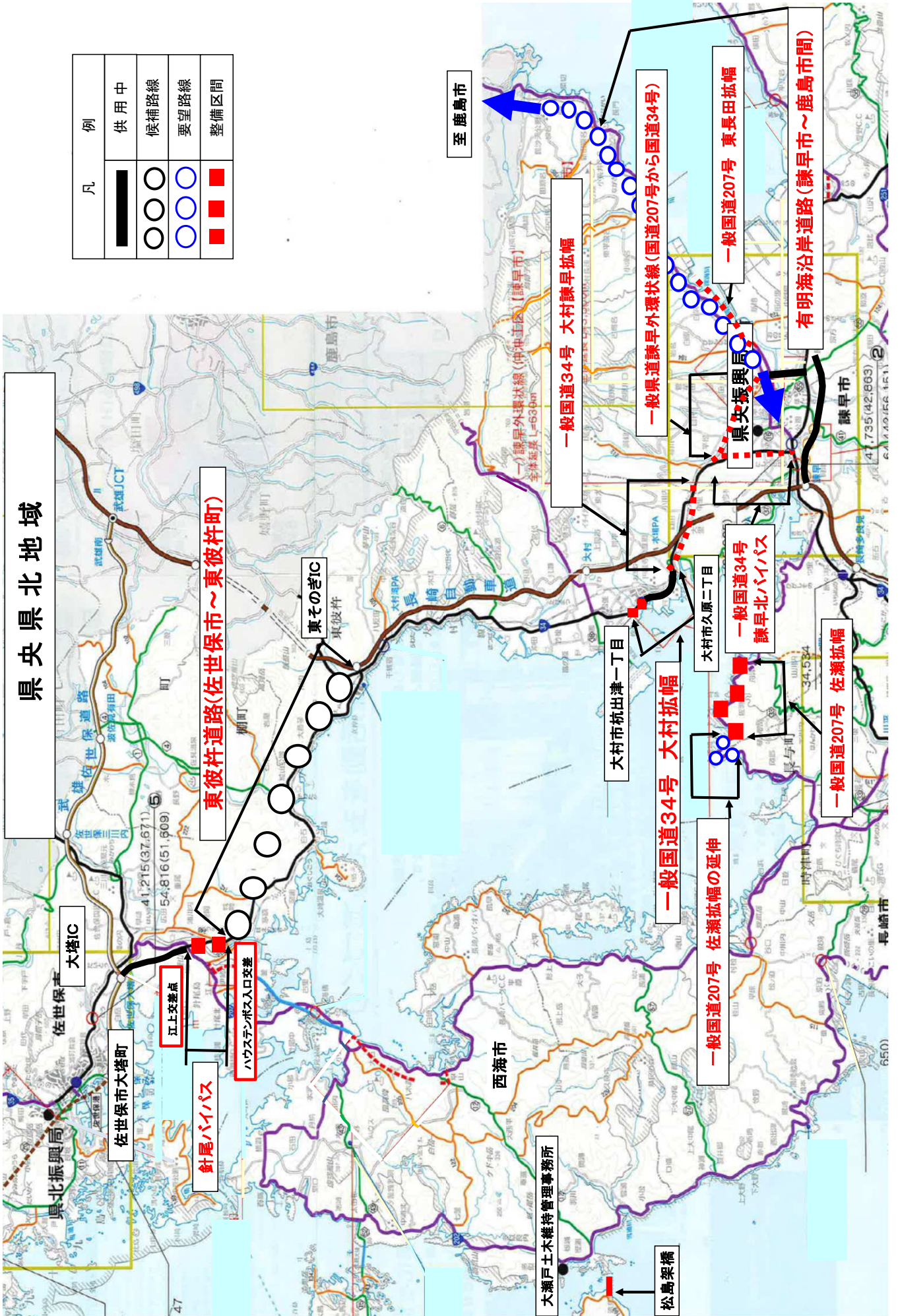
高規格道路 島原道路

島原天草長島連絡道路

島原半島西回り道路

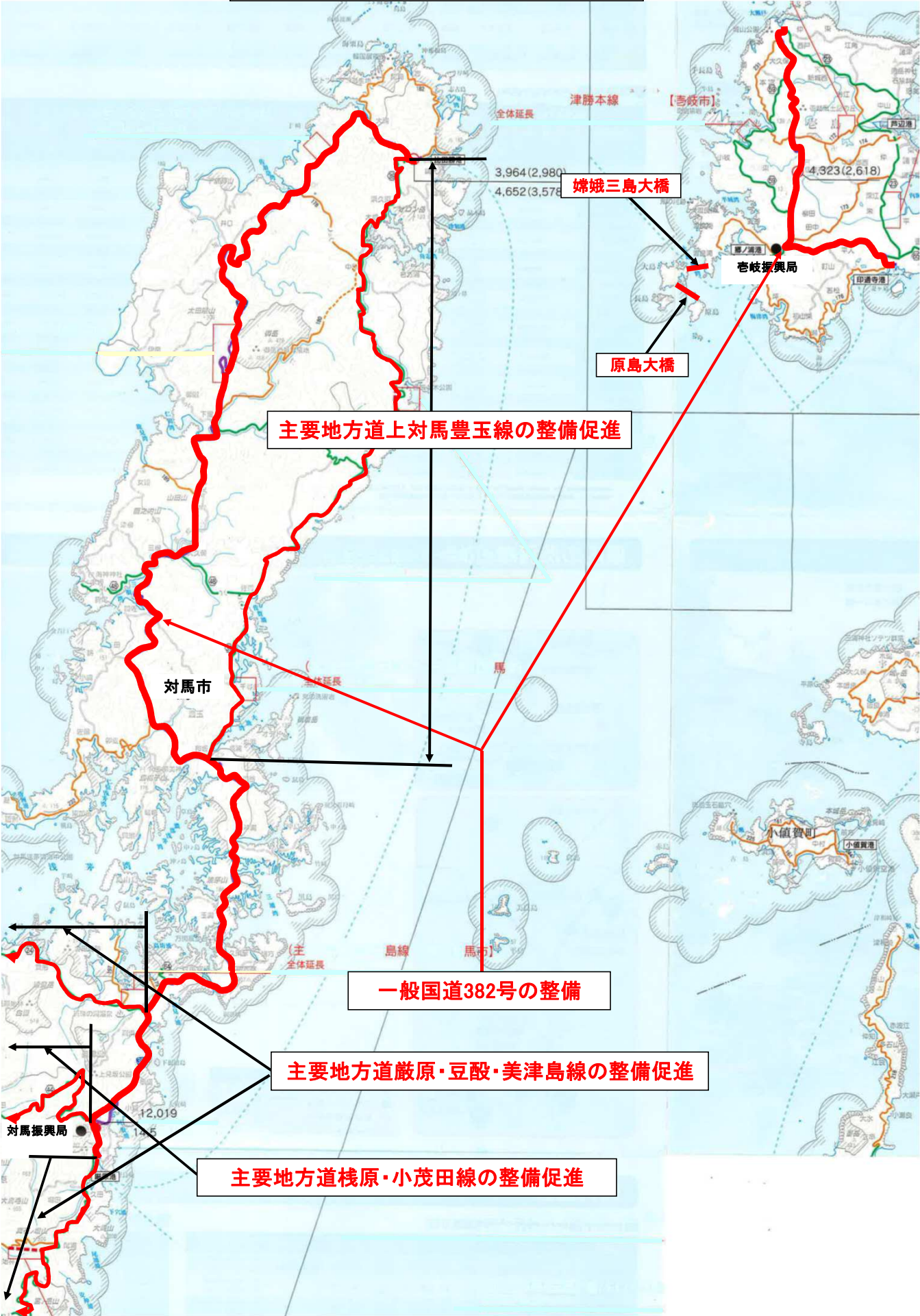
凡 例	
計 画 路 線	供用区間
	整備区間
	その他の区間
構想路線	
要望路線	
整備促進路線	

県央県北地域



凡	例
■	供用中
○	候補路線
○	要望路線
■	整備区間

壱岐・対馬地域





第9 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和6年度で約25%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約7割となる約1.5億円と依然として深刻な状況にあり、また鳥類による被害金額も依然多い状況にある。さらには、イノシシの住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺的生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取り組みが不可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料9-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖共済の充実・加入促進について

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

そのような中、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入が困難な状況にあるうえに、養殖共済に加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済制度の充実を図るとともに、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 漁業就業者対策の充実について

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、さらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの漁業研修制度があるが、要望に対応できる予算が確保されず研修実施が先送りとなる状況が生じている。また、長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

漁業研修制度については就業希望者の要望に応えられるよう、十分な予算の確保に努めること。また、農業における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 物価高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。

併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

資料9-1

令和6年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成7～令和6年度）

【県内の被害状況】

（被害金額、単位：千円）

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R5	R6	R6-R5 増減	(前年度比)	R5	R6	R6-R5 増減	(前年度比)	R5	R6	R6-R5 増減	(前年度比)
イノシシ	116	118	2	102%	1,271	1,219	▲ 52	96%	151,845	150,720	▲ 1,125	99%
カラス	3	4	1	135%	46	76	30	166%	7,626	8,861	1,235	116%
ヒヨドリ	1	7	6	1100%	6	89	83	1488%	1,678	17,012	15,334	1014%
シカ	2	4	2	215%	28	48	20	170%	2,145	5,253	3,108	245%
アナグマ	2	1	▲ 1	32%	24	8	▲ 16	34%	6,649	3,188	▲ 3,461	48%
タヌキ	1	0	▲ 1	29%	11	4	▲ 7	35%	2,323	753	▲ 1,570	32%
アライグマ	0	1	▲ 1	367%	9	15	6	168%	7,893	6,489	▲ 1,404	82%
スズメ	0	0	▲ 0	67%	1	1	▲ 1	64%	338	192	▲ 146	57%
カモ	34	14	▲ 20	42%	214	129	▲ 85	60%	34,501	11,586	▲ 22,915	34%
その他の鳥獣類	1	0	▲ 1	0%	3	0	▲ 3	0%	1,827	556	▲ 1,271	30%
合計	160	149	▲ 11	93%	1,612	1,588	▲ 24	99%	216,825	204,610	▲ 12,215	94%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

年度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計
H7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H14	257,500	103,730	258,790	89,640	709,660
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,265	3,013	15,827	54,175	172,280
R5	151,845	2,145	7,626	55,209	216,825
R6	150,720	5,253	8,861	39,776	204,610
備考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

第10 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料10-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：35%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%又は6%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②金融による支援措置

○日本政策金融公庫からの固定金利での融資、海外展開支援

○信用保証協会による債務保証

○中小企業投資育成株式会社からの出資

○食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

③規制の特例措置等

○工場立地法における環境施設面積率、緑地面積率の緩和

○農地転用許可等の手続きに関する配慮

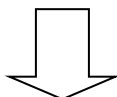
○市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 など

④予算による支援措置

○各種予算事業等による加点措置・優遇措置等

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 教育施策に係る人的措置の補助充実について

増加を続ける不登校児童生徒や家庭に困難を抱える児童生徒への支援、教職員の働き方改革に対応するため、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）や校内別室支援員特別支援教育支援員等を配置しており、その配置にあたっては、国や県の各種補助を活用しているが、示されたスキームと実際に措置される金額が乖離しているものもある。

これらの施策を積極的に展開することにより、子どもたちの教育環境を充実させていきたいと考えていることから、今後もさらなる財源を確保すること。

2. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、毎年補助単価の嵩上げ措置がなされているものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費と乖離しているため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、

迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、算定割合や補助単価が有利な空調設備整備臨時特例交付金が新設されているが、避難所要件を必要とするものとなっている。そのため、避難所機能を有しない学校については、従来の大規模改造事業を活用することとなるが、大規模改造事業にあっては、毎年、補助単価の嵩上げ措置がなされているものの、依然として実工事費と乖離しているため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

3. 特別支援学級編制基準の弾力化について

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を6人で1学級とすること。

4. 学校給食費の無償化について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減の観点から、国の責任と財源により、中学校も含めた学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

なお、無償化に当たっては、毎年実態調査を実施のうえ、物価上昇の実情を国の支援額に的確に反映すること。

第12 デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について

「デジタル基盤改革支援基金」については、「地方公共団体情報システム機構法」の改正により、設置年限が令和12年度末までとなり、5年間延長されたが、導入費用全額を賄うには大きく不足している。

標準化への対応は国の施策であることから、自治体の負担が生じないように、特定移行支援システムについて、移行に際して必要となる費用の全額について確実に財政措置を講じること。

また、「令和7年度 デジタル庁所管 補正予算（第1号）案」にて、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」の新設及び補助対象経費のうち2分の1を補助する方針が示されたが、ガバメントクラウドへの移行により増加する経費については全額を補助対象とし、令和8年度以降についても継続的に補助を行うこと。

加えて、補助対象経費については明確に示されていないが、ガバメントクラウドへの接続に使用するネットワークの利用料等の運用経費についても、もれなく補助対象とすること。

2. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに申請者に交付できるものではないが、令和6年12月から開始されたマイナンバーカード特急発行と同様に交付処理を地方公共団体情報システム機構で行い、申請者や市町村に送付することで、迅速かつ円滑なカード交付や市町村における事務処理負担の軽減が図られるよう、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

また、市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

さらに、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和8年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生

じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修等、今後も継続して費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行ってきたが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要となっている。

また、国は自治体のセキュリティ対策について、2030年頃には三層の対策を抜本的に見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入する旨を示しており、ネットワーク構成の変更が想定されることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。